

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 48 号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 32 年新潟市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第 2 項中「、第 9 条の 2 及び第 13 条」を「及び第 9 条の 2」に改め、同条第 3 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 4 項中「、第 13 条」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。